

別記1 もじゃこをとることを目的とする中型まき網漁業
及びもじゃこ漁業における制限措置

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
中型まき 網漁業	もじゃこま き網漁業	25 隻	10 ト未満	西宇和郡伊方町佐田岬灯台中心点と大分県関 崎灯台中心点とを結んだ直線以南の宇和海 ただし、西宇和郡伊方町佐田岬灯台中心点と 大分県関崎灯台中心点とを結んだ直線と西宇和 郡伊方町童子鼻と大分県高島東端とを結んだ直 線との間の宇和海を除く。	1. 1～ 12. 31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
もじゃこ 漁業	もじゃこす くい網漁業	25 隻	5 ト以上 10 ト未満	西宇和郡伊方町佐田岬灯台中心点と大分県関 崎灯台中心点とを結んだ直線以南の宇和海 ただし、西宇和郡伊方町佐田岬灯台中心点と 大分県関崎灯台中心点とを結んだ直線と西宇和 郡伊方町童子鼻と大分県高島東端とを結んだ直 線との間の宇和海を除く。	1. 1～ 12. 31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)
	もじゃこま き網漁業及 びもじゃこ すくい網漁 業	25 隻	5 ト未満	西宇和郡伊方町佐田岬灯台中心点と大分県関 崎灯台中心点とを結んだ直線以南の宇和海 ただし、西宇和郡伊方町佐田岬灯台中心点と 大分県関崎灯台中心点とを結んだ直線と西宇和 郡伊方町童子鼻と大分県高島東端とを結んだ直 線との間の宇和海を除く。	1. 1～ 12. 31	西宇和郡伊方町、 八幡浜市、西予市、 宇和島市又は南宇 和郡愛南町に漁業 根拠地を有する者 (宇和海に限る。)

備考 知事許可漁業を営む者の資格において漁業根拠地を市町名としている場合は、当該市町に位置するそれぞれの漁業根拠地を示すものとする。